

防人給第3767号
26. 3. 24
一部改正 防人給第6474号
27. 4. 10
一部改正 防人給第16942号
27. 10. 26
一部改正 防人給第19560号
27. 12. 10
一部改正 防人給第6299号
28. 3. 28
一部改正 防人計第6496号
28. 3. 29
一部改正 防人計第6953号
28. 3. 31
一部改正 防人給第4831号
29. 3. 31
一部改正 防人給第5367号
30. 3. 30
一部改正 防人給第6409号
31. 3. 29
一部改正 防人給第5729号
令和3年3月31日
一部改正 防人給第10122号
令和3年6月8日
一部改正 防人給第4361号
令和4年3月16日
一部改正 防人給第6330号
令和4年3月31日
一部改正 防人給第7790号
令和6年3月29日
一部改正 防人給第15252号
令和6年6月28日

大臣官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

人事教育局長
(公印省略)

特殊勤務手当の運用について（通知）

標記について、下記のとおり定められ、平成26年4月1日から実施することとされたので通知する。

なお、次に掲げる通達及び通知は、廃止する。

- (1) 爆発物取扱作業等手当の運用について（人発調第12号。38. 2. 16）
- (2) 航空作業手当の運用について（防人給第6634号。25. 5. 16）
- (3) 加速度作業に係る異常圧力内作業等手当の額等について（人3第1032号。46. 4. 19）
- (4) 夜間看護等手当に係る「防衛大臣の定める職員」及び「防衛大臣の定める特別な事情」について（人3第1876号。9. 4. 1）
- (5) 災害派遣等手当の運用について（人3第2075号。59. 4. 24）
- (6) 移動警戒作業手当の運用について（人3第2988号。2. 6. 8）
- (7) 国際緊急援助等手当の額の加算について（人3第3745号。6. 6. 24）
- (8) 海上警備等手当の運用について（防人給第16099号。25. 12. 6）
- (9) 特別な環境の認定について（防人3第1880号。43. 7. 18）

第1 爆発物取扱作業等手当

- 1 防衛省職員給与施行細則（昭和30年防衛庁訓令第52号。以下「訓令」という。）第18条第1項第4号に掲げる作業は、次に掲げる作業をいう。
 - (1) 電気式の起爆・発火機構を有する信管、火管、雷管、ロケットモータその他の電気に対して敏感な火工品の導通試験、修理及び交換作業
 - (2) 信管、火管、雷管、伝爆薬筒その他の摩擦衝撃に対して敏感な火工品の修理及び交換作業
 - (3) 火砲弾薬の分離及び結合作業
 - (4) 火薬類製造施設で行う火薬類の製造（変形又は修理を含む。）作業
 - (5) 不良弾薬のうち、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長が爆発のおそれがあると認める弾薬の運搬作業
- 2 訓令第18条第1項第7号に掲げる作業は、次に掲げる作業をいう。
 - (1) 火工品の脱薬作業及び装薬のひょう量交換作業
 - (2) 信号弾、照明弾その他の火工品の除せい、修理及び交換作業
 - (3) 信管の偶力調整作業
 - (4) 火薬類の機能試験
 - (5) 火薬の裁断、混合、粉碎及びふるい分け作業
- 3 訓令第18条第3項第1号に掲げる作業は、次に掲げる作業をいう。
 - (1) 放射性物質により著しく汚染（除染作業を行うだけでは放射性物質による汚染の除去が困難な程度の汚染をいう。以下同じ。）された者又は物件に接して行う除染作業（当該除染作業に先立って、又はその作業中に行われるスクリーニング作業及び当該除染作業後にこれらの作業に使用した汚染防護服等を処分する作業を含む。第5項第1号において同じ。）
 - (2) 放射性物質により著しく汚染のされた者又は物件に接して行う輸送作業
- 4 訓令第18条第3項第2号に掲げる作業は、放射性物質により著しく汚染された者に接して行う応急手当その他の応急措置に関する作業をいう。
- 5 訓令第18条第3項第3号に掲げる作業は、次に掲げる作業をいう。
 - (1) 放射性物質により汚染された者又は物件に対して高圧洗浄機等を用いて行う除染作業
 - (2) 放射性物質により汚染された者又は物件の輸送作業（第3項第2号に掲げる作業を除く。）

第2 航空作業手当

- 1 訓令第19条第1項第3号チの「医療業務又はこれに付随する業務」とは、機動衛生ユニットを用いて行う医療業務又はこれに付随する業務をいう。

2 訓令第19条第6項第2号の「その航行の安全を確認する高度な技術を必要とする試験」とは、次に掲げる試験をいう。

- (1) 航空機の機体に荷重を加えることにより各部に生ずる応力を計測するための試験
- (2) 航空機の速度を変化させることにより生ずる機体の振動の状況を確認するための試験
- (3) 迎え角が大きい姿勢を保持することによる機体のスピン等への耐性又は当該姿勢を保持することにより生ずる失速後のスピン等の特性を確認するための試験
- (4) 試作した武器又は火工品の発射試験
- (5) 試作した武器、燃料タンク等の航空機に装備された装備品の投下試験又は投棄試験
- (6) 試作した落下傘又は改造した空中投下装置を使用した物件の空中投下試験
- (7) 試作した吊下装置を使用した吊下飛行のための試験
- (8) 試作又は改造した発動機の空中再始動試験
- (9) 試作又は改造した空中給油装置の運用を確認するための試験
- (10) 飛行制御装置の調整を行う試験

3 訓令第19条第6項第13号の「立木、建造物その他の障害物に著しく接近した状態の飛行」とは、回転翼航空機のメインローターの先端から立木、建造物その他の障害物までの間の水平距離が当該回転翼航空機のメインローターの直径に相当する距離以内の範囲で行う飛行をいう。

4 訓令第19条第6項第16号の「これに準ずる航空機」とは、次に掲げる航空機をいう。

- (1) 機体定期修理を行った航空機
- (2) オーバーホールを行った発動機、プロペラ、回転翼又は伝導装置に換装した航空機
- (3) 機体、発動機、航空機用機器又は装備品の修理、改造又は調整を行った航空機
- (4) 試作した発動機、航空機用機器、装備品又は落下傘を装備した航空機

5 訓令第19条第9項第4号及び第10項第2号中「乗員が救難飛行艇から離れて遭難者等の救出を行うための飛行」の規定の適用については、救難飛行艇から離れて遭難者等の救出を行う乗員に限るものとする。

6 各幕僚長は、訓令第19条第6項第11号に掲げる飛行が同条第11項の「特に生命に著しい危険を伴うもの」に該当すると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした資料を添えて防衛大臣に対して上申するものとする。

- (1) 作業内容、作業時間、作業人員数等の当該飛行に伴う作業の具体的内容
- (2) 当該飛行時の気象条件、遭難者等が置かれている状況等の作業環境
- (3) 当該遭難者等の捜索又は救出に係る海上保安庁その他の救助機関（次項において

「海上保安庁等」という。)の活動状況

(4) 災害派遣の要請の内容等

(5) その他当該飛行の危険性

7 訓令第19条第15項に基づく協議は、当該飛行が気象条件等により海上保安庁等が対応することができない状況下において行われた場合以外の場合に行うものとする。

第3 異常圧力内作業等手当

訓令第21条第9項の航空医学実験隊の行う加速度実験に係る「防衛大臣の定める額」は、次の表の左欄に掲げる作業の種類及び同表の中欄に掲げる作業の程度の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める支給額とする。

作業の種類	作業の程度		支給額
	作業の強度	作業の時間	
遠心力実験	体軸の下方に向かって作用する加速度（以下この表において「正加速度」という。）が重力加速度単位（以下この表において「G」という。）2G以上3G未満まで	1分以上7分未満まで	900円
		7分以上	1,400円
	正加速度が3G以上4G未満まで	10秒以上1分未満	900円
		1分以上	1,400円
	正加速度が4G以上5G未満まで	10秒以上7分未満まで	
	正加速度が5G以上	10秒以上7分未満まで	
	体軸の上方に向かって作用する加速度（以下この表において「負加	10秒以上	900円

	速度」という。)が2G未満まで		
	負加速度が2G以上	10秒以上	1,400円
空間識失調	垂直軸を中心とする回転(以下この表において「垂直軸回転」という。)が毎分1回転以上3回転未満まで	6分以上11分未満まで	900円
		11分以上	1,400円
	垂直軸回転が毎分3回転以上5回転未満まで	3分以上6分未満まで	900円
		6分以上	1,400円
	垂直軸回転が毎分5回転以上10回転未満まで	1分以上3分未満まで	900円
		3分以上	1,400円
	垂直軸回転が毎分10回転以上	30秒以上2分未満まで	900円
		2分以上	1,400円
	水平軸のうち一軸を中心とする回転(以下この表において「水平軸回転」という。)が毎分1回転以上3回転未満まで	2分以上3分未満まで	900円
		3分以上	1,400円
	水平軸回転が毎分3回転以上5回転未満まで	1分以上2分未満まで	900円
		2分以上	1,400円
水平軸回転が毎分5回転以上	30秒以上	1,400円	

二軸以上を中心とする回転（以下この表において「多軸回転」という。）が毎分1回転以上3回転未満まで	1分以上2分未満まで	900円
	2分以上	1,400円
多軸回転が毎分3回転以上5回転未満まで	10秒以上1分未満まで	900円
	1分以上	1,400円
多軸回転が毎分5回転以上	10秒以上	

第4 落下傘降下作業手当

落下傘隊員の範囲及び落下傘降下作業手当の額に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第27号）第2条第3項の「防衛大臣の指定する課程」は、落下傘隊員及び課程の指定について（人3第1754号。7.3.31）に定めるところによる。

第5 駐留軍関係業務手当

- 1 訓令第24条の「著しく困難な状況」とは、利害関係人等と面接して行う現地折衝又は実地調査において、職員の心身に著しい負担を与える状況をいう。
- 2 訓令第24条の「利害関係人等」には、駐留軍の構成員等を含まないものとする。

第6 夜間看護等手当

- 1 訓令第25条の2第4項の「呼出し」は、退庁時直後から通常出勤する場合に自宅等を離れる直前までの間になされた場合に限るものとし、同項の「1時間以上」は、一の待機を依頼された期間中において短時間の業務に複数従事した場合の当該業務の合計時間が1時間以上となった場合を含むものとする。
- 2 一の待機を依頼された期間中において2回以上の呼出しによる業務に従事した場合には、それらの業務の時間の全てを1回の勤務とみなす。

第7 死体処理手当

- 1 職員が訓令第27条の4第2項各号（第4号を除く。）に掲げる作業を死体1体につき5人以上で従事した場合であって、当該作業に死体処理手当を支給することが適

当であると認めるときは、各幕僚長は、その作業の内容その他死体の収容作業の困難性を判定するために必要な資料を添えて防衛大臣に対して上申するものとする。

- 2 各幕僚長は、その作業が訓令第27条の4第2項第5号の「死体の収容作業で防衛大臣の認めるもの」に該当すると認めるときは、その事故の概要、作業の内容その他死体の収容作業の困難性を判定するために必要な資料を添えて防衛大臣に対して上申するものとする。

第8 災害派遣等手当

- 1 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号。以下「給与令」という。）別表第5災害派遣等手当の項中「引き続き2日以上」とは、訓令第27条の5第1項に規定する救援等の作業に従事した時間を含む日が2日以上連続することをいう。
- 2 給与令別表第5災害派遣等手当の項中「地方公共団体の区域」とは、同項に規定する災害対策本部又は原子力災害対策本部その他これらに相当するものが設置された地方公共団体の区域をいう。
- 3 各幕僚長は、その災害が訓令第27条の5第1項の「その他防衛大臣が指定するもの」に該当すると認めるときは、防衛大臣に対して上申するものとする。
- 4 訓令第27条の5第1項の「災害現場」とは、災害が発生した箇所又はその周辺をいう。
- 5 訓令第27条の5第1項の「別に定める基準」は、救援等の作業に従事した場合において、当該救援等の作業が乗員にあっては乗員としての業務以外の業務と、乗組員にあっては乗組員としての業務以外の業務とそれぞれ認められるとき、又は当該救援等の作業が航空作業手当の支給対象以外の業務と認められるときとする。

第9 対空警戒対処等手当

- 1 各幕僚長は、その作業が給与令別表第5対空警戒対処等手当の項中「特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与える」と認める場合には、その作業の内容その他作業の困難性を判定するための必要な資料を添えて防衛大臣に対して上申するものとする。
- 2 訓令第27条の6第3項の「引き続く30日の期間」とは、移動警戒隊の所在する基地（以下この項及び第4項において単に「基地」という。）を離れた日から当該基地に戻る日までの間が引き続いて30日を超える場合をいう。
- 3 職員が、会計検査その他やむを得ない事由により展開する地域を一時的に離れて業務に従事した場合には、前項の期間は、中断しない。
- 4 訓令第27条の6第3項の「航空警戒管制に関する作業」とは、基地を離れた日か

ら当該基地に戻る日までの間に行われる全ての作業をいい、一時的に基地で行う当該作業又は前項の業務に従事する場合を除くものとする。

第10 夜間特殊業務手当

- 1 訓令第27条の7第1号の「防衛大臣が指定する部隊」とは、与那国駐屯地に所在する部隊とする。
- 2 訓令第27条の7第4号の「分遣班」とは、第53警戒隊の与那国分遣班とする。
- 3 訓令第27条の7第6号及び第15号の「防衛大臣が指定する部隊」とは、隊本部、ネットワーク運用隊及び中央指揮所運営隊以外の部隊とする。
- 4 訓令第27条の7第19号の海上自衛隊の硫黄島航空基地隊における発電設備の運用又は保守の業務とは、海上自衛隊硫黄島航空基地隊又は航空自衛隊硫黄島基地隊に所属する隊員が行う業務をいう。
- 5 訓令第27条の7第19号の気象庁南鳥島気象観測所における発電設備の運用又は保守の業務とは、海上自衛隊硫黄島航空基地隊南鳥島派遣隊に所属する隊員が行う業務をいう。

第11 国際緊急援助等手当

- 1 各幕僚長は、職員が訓令第27条の9第1項第1号又は第2号に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が給与令別表第5国際緊急援助等手当の項中「防衛大臣が認める場合」に該当すると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした資料を添えて防衛大臣に対して上申するものとする。
 - (1) 業務の具体的内容
 - (2) 災害の状況、自然条件等の勤務環境
 - (3) 業務を行う場所と宿泊施設との距離及び交通状況
 - (4) 宿泊施設、飲料水、食事等の生活環境
 - (5) 伝染病のまん延等の状況
 - (6) 治安の状況等
 - (7) その他特殊な事情
- 2 訓令第27条の9第2項第2号の「外務大臣から輸送の依頼があった生命又は身体の保護を要する邦人が滞在する外国」とは、災害、騒乱その他の緊急事態が生起している外国をいう。
- 3 訓令第27条の9第2項第2号及び第4項第3号の「航空機による輸送業務」とは、航空機経由地において行う航空機の運航支援業務をいう。
- 4 各幕僚長は、職員が訓令第27条の9第2項各号に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が給与令別表第5国際緊急援助等手当の項中「防衛大臣が認める場合

」に該当すると認めるときは、その業務の内容その他業務の困難性を判定するための必要な資料を添えて防衛大臣に対して上申するものとする。

5 訓令第27条の9第4項第2号の「外務大臣から邦人等の保護措置の依頼があつた生命又は身体に危害が加えられるおそれがある邦人の滞在する外国」とは、緊急事態が生起している外国をいう。

6 各幕僚長は、職員が訓令第27条の9第6項に規定する「防衛大臣が認める場合」に該当すると認めるときは、その業務の内容その他業務の困難性を判定するための必要な資料を添えて防衛大臣に対して上申するものとする。

第12 海上警備等手当

1 訓令第27条の10第1項第2号の「特定の海域」とは、第151連合任務群の担任範囲のうち、乗員及び乗組員以外の隊員が外国艦艇に乗艦して連絡調整業務を行う海域をいう。

2 訓令第27条の10第1項第8号ハの「特定の海域」とは、第151連合任務群に参加し、同司令部との間で連絡調整を行いながら警戒監視を行う海域をいう。

第13 小笠原手当

小笠原諸島（給与令附則第3項に規定する小笠原諸島をいう。以下同じ。）以外の地域に置かれる官署から小笠原諸島に置かれる官署に赴任を命ぜられた職員（小笠原諸島以外の地域に置かれる官署から小笠原諸島に置かれる官署に赴任を命ぜられている職員で、小笠原諸島に置かれる他の官署に赴任を命ぜられたものを含む。）については、当分の間、訓令第27条第2項の「防衛大臣の認める特別の環境下」にあるものとする。

第14 特殊過重勤務手当

各幕僚長は、その活動が訓令第27条の12第1項第2号中「同号に掲げる活動に相当するものとして防衛大臣の認める活動」に該当すると認めるときは、その活動の内容その他活動の困難性を判定するための必要な資料を添えて防衛大臣に対して上申するものとする。

第15 レンジャー作業手当

1 訓令第27条の13第1項中「別に指定するもの」は、陸上自衛隊の教育訓練実施に関する達（昭和40年陸上自衛隊達第110-1号）に規定する次に掲げる課程等とする。

(1) 幹部特技課程「レンジャー（A）」、「レンジャー（B）」及び「空挺レンジャー」

- (2) 初級陸曹特技課程「空挺レンジャー」及び上級陸曹特技課程「レンジャー助教」
 - (3) 部隊集合教育「レンジャー」
 - (4) 諸職種共通特技等各個訓練基準のうちレンジャー
- 2 訓令第27条の13第2項第2号中「別に指定するもの」は、レンジャー教育訓練（陸上自衛隊訓練資料第3-03-04-18-25-0号）に定める教官その他の教育者に対する事前教育とする。
- 3 訓令第27条の13第2項第3号中「別に指定するもの」は、第1項第4号に掲げる課程等とする。